

◇ 重要なお知らせ

令和6年4月1日より、世田谷区公共基準点（以下、「基準点」という。）復旧事務の運用を見直します（以下、「運用見直し」という。）。詳細は本手引きでご確認ください。

■ 運用見直し概要（区発注工事は、一本工事が対象）

これまで道路工事等により基準点の効用に影響が生じる恐れがある場合、工事内容に関わらず故障点とし、区が測量成果を修正（復旧測量）してきましたが、測量標の撤去を伴わない工事については、工事発注者等による工事前後の測量成果により、復旧測量するか否かを判断することとしました。

この運用見直しに伴い、工事発注者等に求める測量の実施基準（「世田谷区効用確認測量実施基準」）を定めました。

■ 世田谷区効用確認測量実施基準とは

詳細は、世田谷区ホームページ「世田谷区公共基準点について」（以下、「HP」という。）に添付している「世田谷区効用確認測量実施基準」（以下、「測量基準」という。）をご確認ください。

- ・ 事前事後測量の手法を定めました。
- ・ 事前事後測量の結果を記載する様式を定めました。
- ・ 事前事後測量の許容範囲を定めました。

※当該測量は、元位置復旧（元の位置から動いていない）を確認するもので、公共座標による公共測量ではありません。

◇ 運用見直し以外の主な変更点

- 申請書等の提出窓口が土木計画調整課から道路管理課に変更となりました。
- 提出部数が2部から1部に変更となりました（区道内の占用企業者工事の場合は、「申請書等の表紙＋道路占用許可書の写し」を追加）。
- 世田谷区公共基準点一時撤去承認申請書など申請に係る様式を変更しました。
- 工事の影響を受ける基準点が、工事着手前から故障点である場合、復旧測量を行うための費用は請求しません（ただし、届出、申請は必須）。

◇ はじめに

本手引きは、基準点の付近で工事をする際の手続きを案内するものです。基準点の形状は、HPの「世田谷区公共基準点に関する測量標一覧」を確認してください。次ページより、必要な手続き・記載例・注意点について説明します。



問い合わせ先

所 属 世田谷区道路・交通計画部道路管理課道路台帳
窓 口 世田谷区役所二子玉川分庁舎A棟2階26番窓口
住 所 世田谷区玉川一丁目20番1号
電 話 03-6432-7929
FAX 03-6432-7990

1. 必要な手続き

手続きの種類

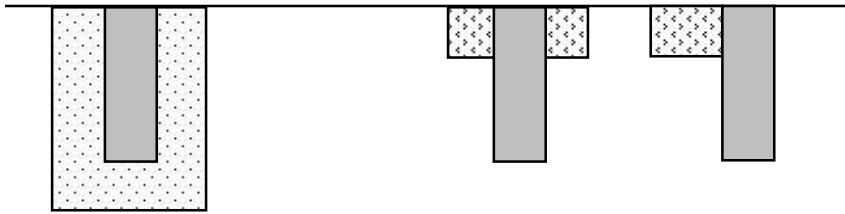
基準点の付近で工事する時は、下記断面図で手続きが必要か判断してください。

（基準点を抜かない場合でも付近で工事する場合には手続きが必要です。）

手続きしないことは測量法違反ですので注意してください。

（ 凡例  基準点  掘削  舗装 ）

- ① 一時撤去
（掘削範囲に基準点がある。）
- ② 未撤去（影響舗装）
（舗装範囲に基準点がある。）



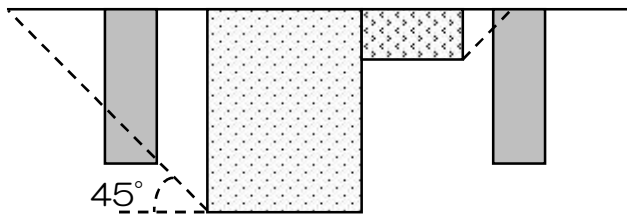
（断面図-1）

（断面図-2）

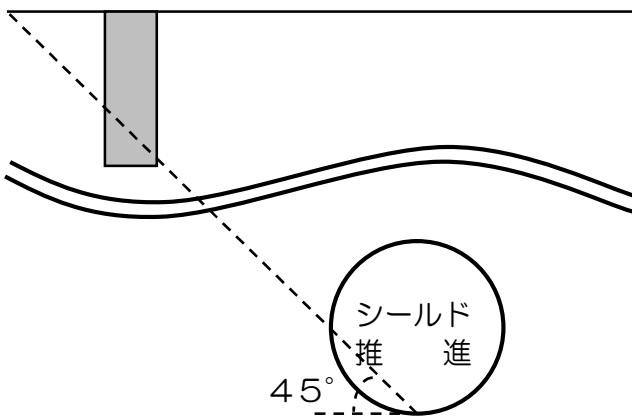


（以下、申請書という。）
区工事は協議書です。

- ③ 付近施工ーその1
（掘削底面より45度線の範囲に基準点がある。）



（断面図-3）



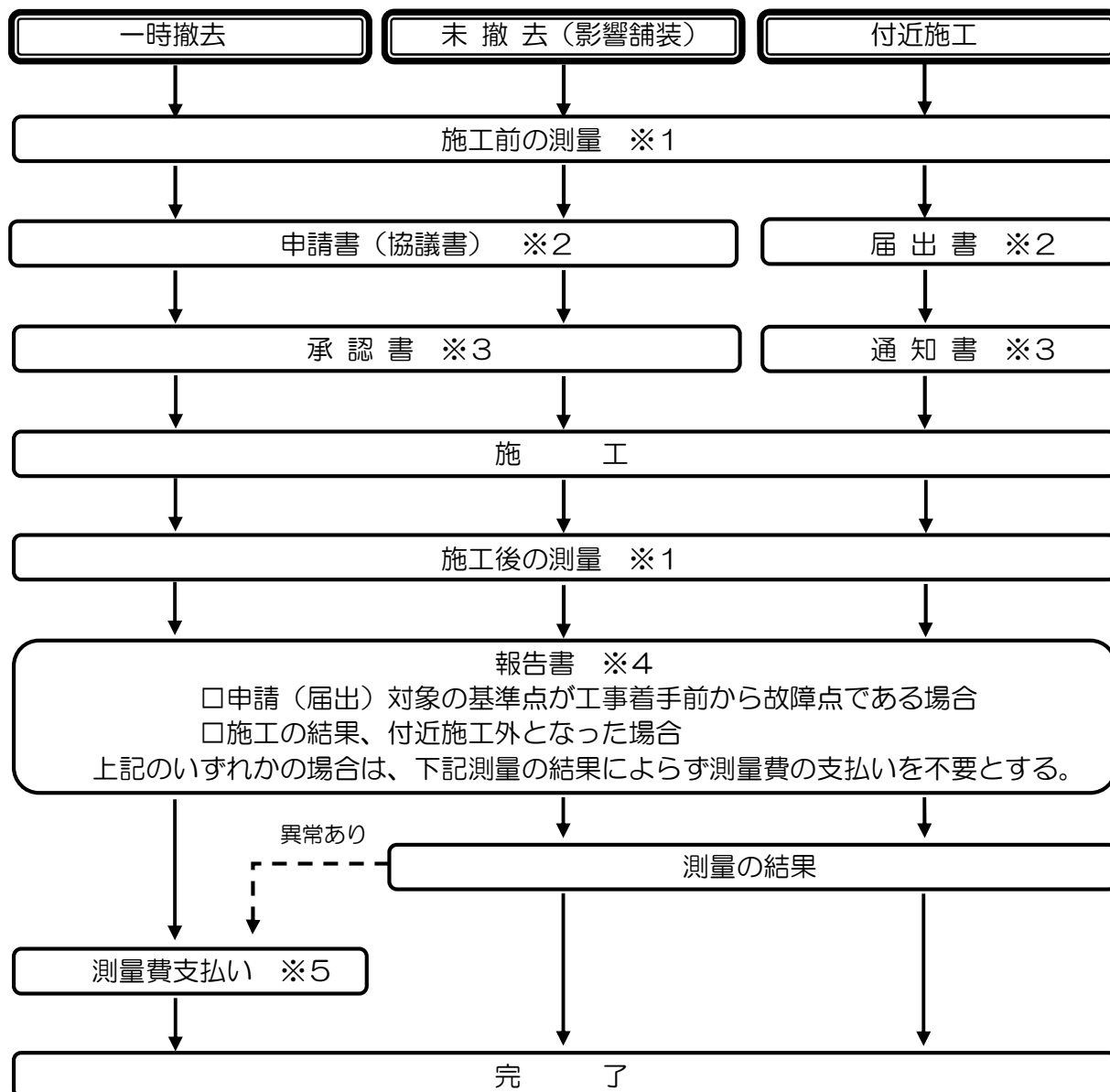
（断面図-4）



（以下、届出書という。）

- 付近施工ーその2
（杭の打ち込み又は引き抜きのための工事に伴う振動が、測量標に影響を及ぼすと判断される場合）

申請の流れ

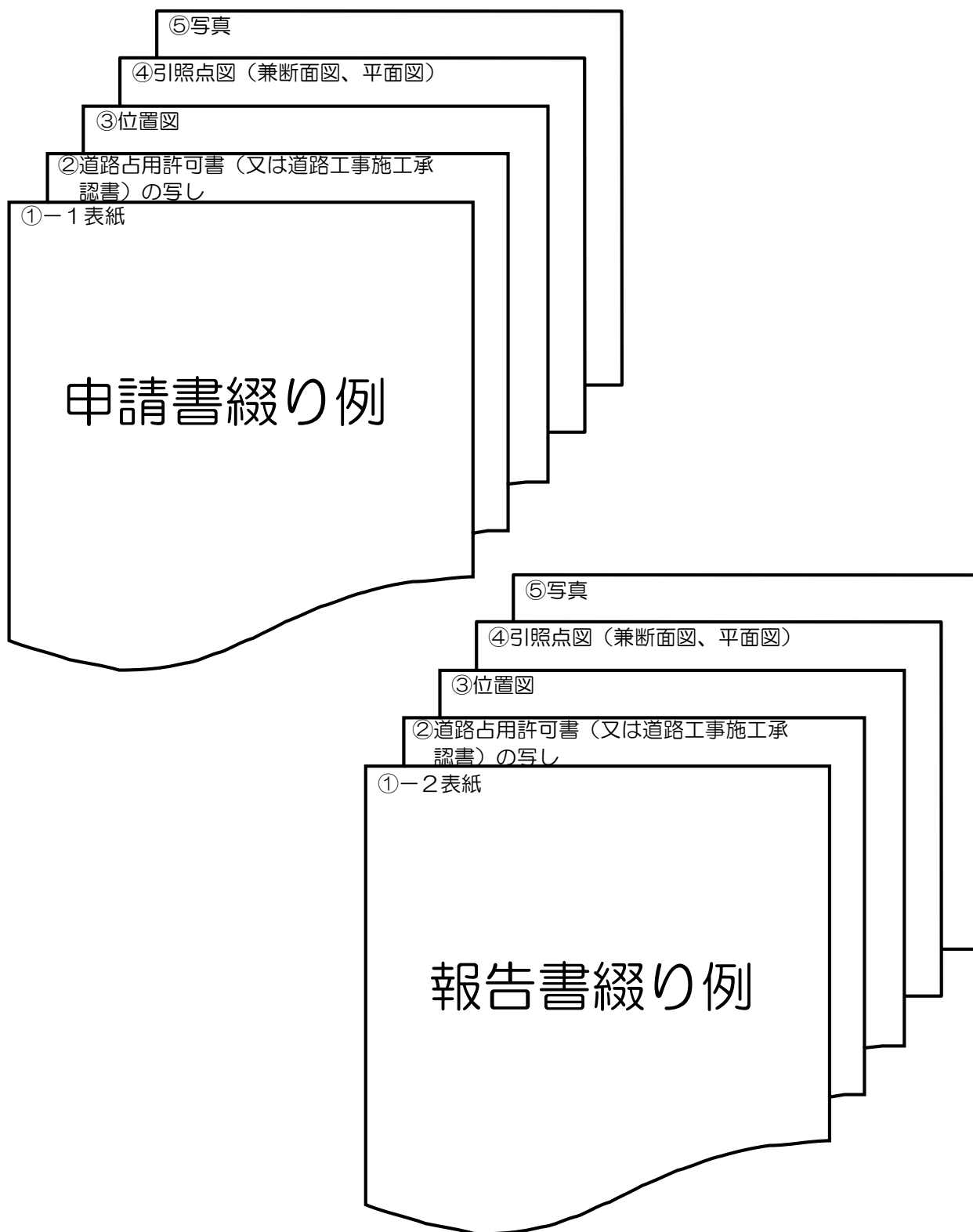


- ※1
 - ・「世田谷区効用確認測量実施基準」により事前・事後測量してください。
 - ・区発注工事においては一本工事を対象（必須）としますが、一本工事以外の工事においても同基準による測量を妨げるものではありません。
- ※2
 - ・申請書（届出書）の提出は施工の1か月前を目途に提出してください。
 - ・提出は道路管理課に紙で1部提出してください。区道内の占用企業者工事の場合は追加で申請書等の表紙と道路占用許可書の写しを1部提出してください。（協議書についてはメールも可。）
 - ・変更手続きはありません。申請内容が変更となった場合は連絡してください。
- ※3
 - ・申請（届出）対象の基準点が、正常点（又は故障点）かをお知らせします。
- ※4
 - ・世田谷区公共基準点完了報告書（以下、「報告書」という。）の提出が遅れる場合には速やかに連絡してください。設計変更などで対象となる基準点が増えた場合は、至急連絡してください。
 - ・報告書は申請書の提出窓口・提出部数と同様です。
- ※5
 - ・区道内の占用企業者工事の場合は、土木計画調整課から請求します。その他は道路管理課より請求します。

2. 申請書（届出書）及び報告書記載例

添付図書

申請書（届出書及び協議書含む）と報告書は下図のとおり綴り提出ください。添付書類について次ページより詳細に案内します。



①-1 表紙（申請書）

第2号様式（第14条関係）

<p>ア</p> <p>世田谷区公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書 イ</p> <p>令和6年〇〇月〇〇日</p> <p>世田谷区公共基準点管理者 あて ウ</p> <p style="text-align: right;">所在地 世田谷区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号</p> <p style="text-align: right;">申請者名称 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇</p> <p style="text-align: right;">(発注者) 担当者 〇〇〇〇</p> <p style="text-align: right;">電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>公共基準点の一時撤去等について承認を受けたいので下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
点の番号等	<p>エ</p> <p>一時撤去：3-1100-1</p> <p>未撤去(影響舗装)：3-1100、3-1101-2</p>
工事場所	世田谷区〇〇〇丁目〇〇番先 オ
工事期間	令和6年〇〇月〇〇日 から 令和〇年〇〇月〇〇日 まで
工事請負者	会社名： 〇〇〇〇 カ / 担当者名： 〇〇〇〇
添付図書	位置図、断面図、平面図、測量資料、写真 キ

※占用企業者の場合は、道路占用許可書の写し、占用企業者以外（区発注工事を除く。）の場合は、道路工事等施工承認書の写しを添付すること。

※道路・交通計画部道路管理課道路台帳に1部提出すること。ただし、区道内の占用企業者工事の場合は、申請書の表紙及び道路占用許可書の写しを追加で1部提出すること。

※その他に協議事項があれば、余白部分を利用して記載すること。

- ア** 一時撤去及び移転に“〇”（マル記号）や“—”（取り消し線）は不要です。
- イ** 提出日を記入します。
- ウ** 発注者情報を記入します。押印は不要です。初めて申請する場合はメールアドレスを記入します。
- エ** 一時撤去・影響舗装がわかるように記入します。なお、亡失している点でも表紙には点番号の記載が必要です。
- オ** 基準点に影響を及ぼす施工の着手日、完了報告書を提出する予定日を記入します。
- カ** 施工会社を記入します。（測量会社ではありません。）
- キ** “〇”、“—” 不要です。観測手簿等の添付は不要ですが、後日、提出を求める場合がありますのでご注意ください。

①-2 表紙（報告書）

第6号様式（第17条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">世田谷区公共基準点（設置工事）（測量）完了報告書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">令和6年〇〇月〇〇日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">世田谷区公共基準点管理者 あて</p> <p style="margin: 0 0 0 150px;">所在地 世田谷区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号</p> <p style="margin: 0 0 0 100px;">報告者 名称 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇</p> <p style="margin: 0 0 0 100px;">担当者 〇〇〇〇</p> <p style="margin: 0 0 0 100px;">電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">公共基準点の測量等が下記のとおり完了しましたので報告します。</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">記</p>		
点の番号等	正常点	一時撤去： 3-1100-1 未撤去（影響舗装）： 未撤去（付近施工）：
	故障点	一時撤去： 未撤去（影響舗装）： 3-1100 未撤去（付近施工）：
	付近施工外： 3-1101-2	
完了年月日	令和〇年〇〇月〇〇日	
承認番号 （回答番号）	〇世道管〇〇第〇〇〇〇号（付近施工届の場合は記入不要）	
添付図書	位置図、断面図、平面図、測量資料、写真	

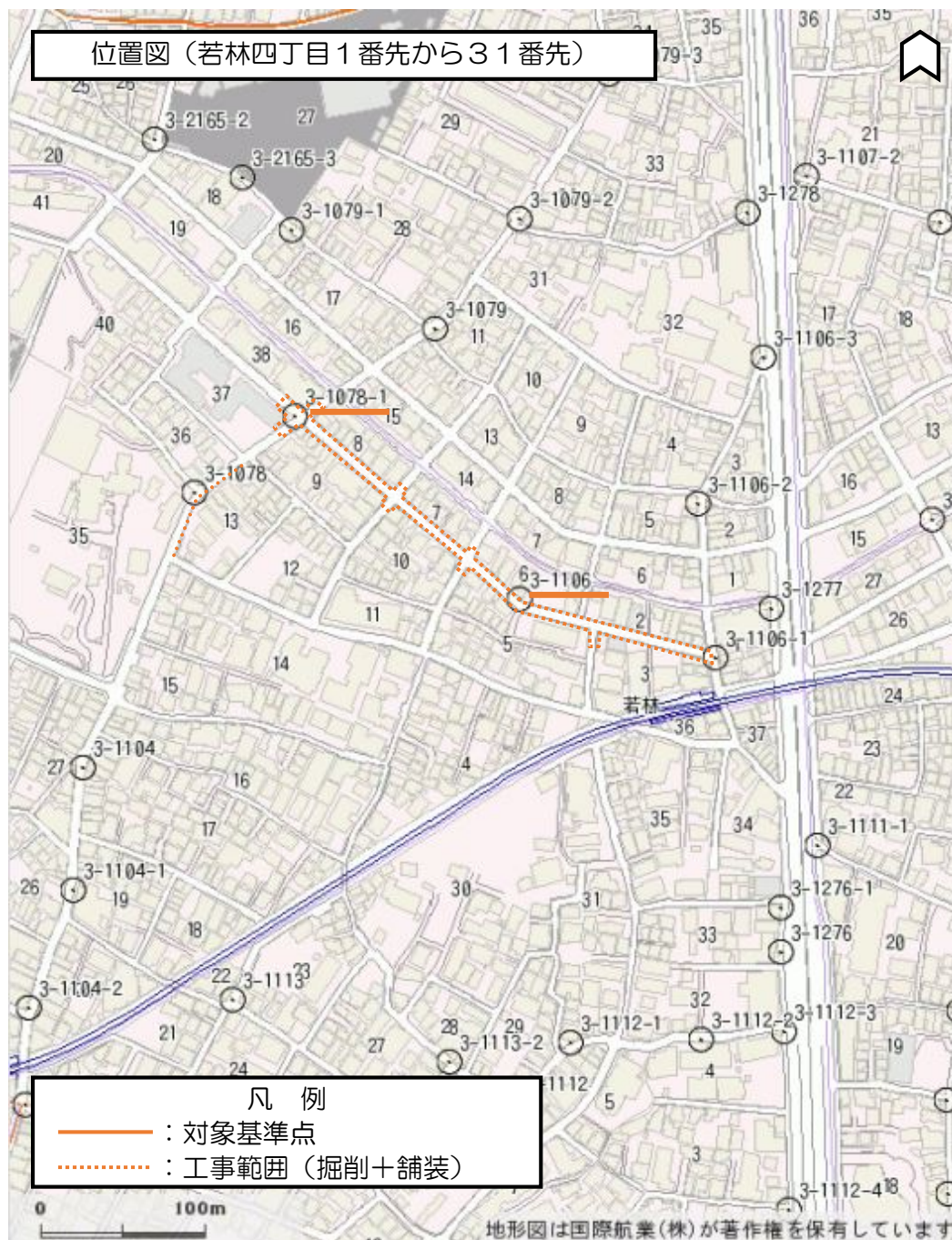
※点の番号等には、承認書、回答書又は通知書に基づき、正常点又は故障点に区分したうえで、工事のしゅん工内容に応じた点番号を記載すること（付近施工外の場合のみ付近施工外の欄に記入すること。）。

※道路・交通計画部道路管理課道路台帳に1部提出すること。ただし、区道内の占用企業者工事の場合は、報告書の表紙及び道路占用許可書の写しを追加で1部提出すること。

※申請（協議又は届出時）から変更のあった事項は、余白部分を利用して記載すること。

- ア 申請書と同様のことを注意してください。
- イ 申請書に記載の申請者と同じ者を記入します。
- ウ 完了年月日は基準点に影響及ぼす工事が完了した日を記入します。

③ 位置図



- ア せたがや iMap など、基準点の位置が図示されている地図を使用してください。
- イ 工事範囲を図示してください。
- ウ 基準点には様々な材質・形状があり、鋳や別用途の測量標を兼用してる場合があります。
- エ 国道・都道・私道にも、基準点があります。区道同様申請が必要となります。
- オ 東京都の基準点に世田谷区の成果を重ねているものがあります。（以下、「兼用点」という。）物は東京都管理となるため区への申請は不要ですが、道路管理課へ情報提供は必要です。
- カ 報告書では、申請書から工事範囲が変わればその内容を補記します。

④ 引照点図（兼断面図、平面図）

引照点成果表


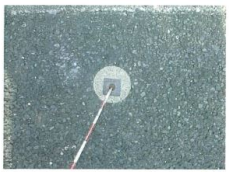

基準点名称	3-0000 イ		所在地	世田谷区□□丁目□□番地先		
作業責任者 (所属・氏名)	●●●●●●●●●●●●●●●●		観測年月日	令和○年○月○日		
放射法 (TS法)	工事前		放射法 (TS法)	工事後		較差
取り付け方向	T1		取り付け方向	T1		
水平角 α	100-10-10		水平角 α	100-10-12		+2
T2 ~ 区基準点	10,000 m		T2 ~ 区基準点	10,000 m		±0 mm
引照法	引照点設置			点検結果		
引照点	角度	水平距離	角度	較差	水平距離	較差
3-0000-1	0-00-00	100,000 m	0-00-00	-	100,001 m	+1 mm
S1	100-00-00	5,000 m	100-00-01	+1	5,001 m	+1 mm
S2	100-00-00	5,000 m	100-00-01	+1	5,001 m	+1 mm
S3	100-00-00	5,000 m	100-00-01	+1	5,001 m	+1 mm
S4	100-00-00	5,000 m	100-00-01	+1	5,001 m	+1 mm

- ア 測量に関する詳細は「世田谷区効用確認測量実施基準」を確認してください。
- イ 作業責任者は、測量士（測量士補ではない。）の情報を記載します。
- ウ 平面図を兼ねる場合は、本復旧予定範囲、掘削予定範囲、断面図を記載します。

⑤ 写真

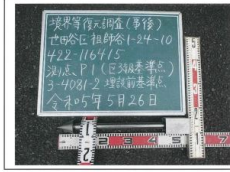
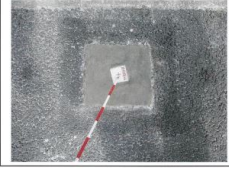
詳細は別途「一時撤去時の撮影アングル」をまとめているのでHPを確認してください。
 なお、工事内容（一時撤去・影響舗装・付近施工・付近施工外）によらず、どの点も下記内容を満たすよう写真の撮影をしてください。

申請書の注意点

現場状況写真		測点名	備考
	測点名	P1 (No. 3-4081-2)	区3級基準点
	測点名	P1 (No. 3-4081-2)	区3級基準点
	測点名	P1 (No. 3-4081-2)	区3級基準点

- ア** 遠景・近景・最近景を撮影してください。（遠景は周辺の様子が判別できる程度、近景は基準点の傷や基礎のヒビ状況がわかる程度）
- イ** 引照点は撮影不要です。
- ウ** 撮影日がわかるようにしてください。（黒板を用意する必要はありません。）
- エ** 写真のサイズが小さいと検査できないためA4サイズに3枚掲載する程度のサイズを推奨しています。
- オ** 写真の画質が粗いと検査できないため鮮明なものを用意してください。

報告書の注意点

現場状況写真		測点名	備考
	測点名	No. 3-4081-2	P1 (区3級基準点) (復元)
	測点名	No. 3-4081-2	区3級基準点 (復元)
	測点名	No. 3-4081-2	P1 (区3級基準点) (復元)
	測点名	No. 3-4081-2	P1 (区3級基準点) (復元)
	測点名	No. 3-4081-2	区3級基準点 (復元)
	測点名	No. 3-4081-2	P1 (区3級基準点) (復元)
	測点名	No. 3-4081-2	P1 (区3級基準点) (復元)
	測点名	No. 3-4081-2	区3級基準点 (復元)
	測点名	No. 3-4081-2	P1 (区3級基準点) (復元)

- カ** 上記申請書の注意点（ア～オ）は全て満たしてください。
- キ** 申請書と同じ方向から撮影することを意識してください。
- ク** 北向きに設置しているか、構造図通り設置しているか、段差がないよう設置しているか写真で判別できるようにしてください。
- ケ** 一時撤去した場合には基礎が固まった後の写真を提出してください。用途は施工後1か月程度期間をあげたものとしてください。
- コ** 工事内容が付近施工か付近施工外の場合は追加で施工端からの距離を測り、付近施工か付近施工外のどちらに該当するのか写真で判別できるようにしてください。

3. 工事中の注意点

主な指摘事例

詳細は別途「NG写真集」をまとめていますのでHPを確認ください。下記に検査不合格のため指摘した代表例を載せています。

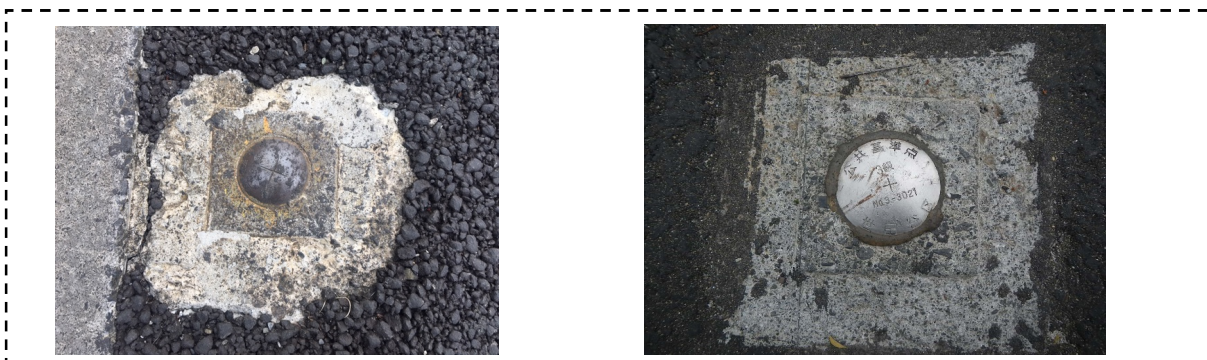
① 段差・北向き

路面と基準点に段差を作らないようにしてください。道路の高さが変わり基準点が路面より低くなる場合は一時撤去が必要ですので協議してください。また、一時撤去した場合は基準点の向きを北に向け設置してください。



② 汚れ・傷

基準点の金属標部分や基礎部分が傷や汚れがついているケースがあります。傷の程度により補修が必要となります。汚れは清掃した後、写真を撮影し報告書を提出してください。



③ 基礎

工事完了後、構造図の規格以上の基礎があるか、その基礎にひび割れがないか確認してください。なお、工事中に撤去した杭が構造図より短い場合は取り替えの対象となります。

